

特定非営利活動法人ハロパト町ネットワークなら定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ハロパト町ネットワークならという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を奈良県生駒郡三郷町に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、奈良県内の「町」が抱える人口減少、少子化、孤独・孤立及び地域コミュニティの希薄化等の社会的課題に対し、地域住民、行政、企業及び関係団体等と連携し、結婚応援を入口とした地域コミュニティ形成、人材育成、相談支援、交流促進及び地域連携に関する事業を行い、安心して支え合える持続可能な地域社会の実現に寄与することを目的とする。

また、三郷町を地域連携モデルの出発点とし、奈良県内15町をはじめとする地方自治体、地域団体、教育機関、企業等との協働及び相互支援を通じて、町同士が学び、支え合う広域的なネットワーク形成を推進し、地域の発展に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するために、特定非営利活動に係る事業として次の事業を行う。

- (1) 独身者、既婚者を問わず、結婚、結婚生活、ライフデザイン及びパートナーシップに関する相談支援事業
- (2) 独身者を対象とした結婚応援イベント、交流事業等の企画及び開催事業
- (3) 結婚応援を通じた地域交流、地域コミュニティ形成及びまちづくりに関する事業
- (4) 独身者、既婚者を問わず、ライフデザイン、結婚教育及びパートナーシップ理解を深めるためのセミナー、講演会、研修会等の企画及び開催事業
- (5) 地域住民が相互に支え合う環境づくり及び地域社会の活性化に関する情報発信事業
- (6) メンター、ボランティア及び地域支援人材の育成並びに研修に関する事業
- (7) 奈良県内15町をはじめとする地方自治体、地域団体、教育機関、企業等との連携及びネットワーク形成に関する事業
- (8) 地域住民、行政及び関係機関との協働による地域課題の解決及び地域支援に関する事業
- (9) 前各号に附帯又は関連する事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、この法人の活動及び事業を推進するために入会した個人及び団体
- (2) 準会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 正会員・準会員の入会について、次のように定める。

- (1) 正会員の入会については、特に条件を定めない。
- (2) 準会員は、この法人の目的に賛同し、地域活動、学習及び交流等に参加する個人とする。
- (3) 準会員として入会しようとする者は、この法人の活動趣旨及び理念を理解するため、理事長が別に定める基礎的な事前学習又は研修等を受講するものとする。
- (4) 正会員及び準会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書及び誓約書を理事長に提出するものとする。

(5) 理事長は、前項の申込みがあったときは、正当な理由がない限り入会を認めなければならない。

(6) 理事長は、入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人に通知しなければならない。

2 賛助会員の入会について、次のように定める。

(1) 正会員・準会員の紹介、推薦を得ること。

(2) 賛助会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書を理事長に提出するものとする。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

2 正会員

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して1年以上会費を滞納し、相当期間を定めた催告にも応じないとき。

(4) 除名されたとき。

3 準会員

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 除名されたとき。

4 賛助会員

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決により、これを除名することができる。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第4章 役員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上

(2) 監事 1人以上

2 理事のうち、1人を理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、正会員の中から総会において選任する。

2 理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 15 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 16 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 17 条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決する前に当該役員の弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第 18 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 19 条 この法人に、事務を処理するため事務局を設け、事務局長及び必要な職員を置く。

2 事務局長は、理事会の議決を経て理事長が委嘱し、職員は、理事長が任免する。

3 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第 5 章 会議

(種別)

第 20 条 この法人の会議は、総会、理事会の 2 種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (6) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面もしくは電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第 14 条第 4 項第 4 号の規定に基づいて招集したとき。

(総会の招集)

第 24 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面もしくは電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(総会での表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 2 号及び第 48 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面もしくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名、押印しなければならない。

3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面もしくは電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理事会

(理事会の構成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第 31 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (2) 入会金及び会費の額
- (3) 資産の管理の方法
- (4) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 47 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (5) 事務局の組織及び運営
- (6) 総会に付議すべき事項
- (7) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (8) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第 32 条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面もしくは電磁的方法により招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電磁的方法により、少なくとも開催日の 5 日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第 34 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(理事会の議決)

第 35 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面もしくは電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名もしくは記名、押印しなければならない。

(定例会)

第38条 理事長は、会員及び関係団体相互の情報共有、学習、交流並びに地域連携の推進を目的として、定例会を開催することができる。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄附金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第 42 条 この法人の事業計画及びこれらに伴う活動予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 43 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 44 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 45 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 46 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 47 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁変更を伴うものに限る)
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の定数に関する事項を除く)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき事項に限る)
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 法第11条第3項に掲げる者のうち、解散時の総会において議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 抛出金品の不返還

(抛出金品の不返還)

第53条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第11章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 大西 美恵子

理事 寺口 祐子

同 平田 博子

同 東雲 照代

監事 林原 洋子

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和10年6月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、成立の日から令和9年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員入会金 0 円 正会員年会費 0 円

(2) 準会員入会金 0 円

(3) 賛助会員 年会費 一口 5,000 円

7 この法人の設立当初の主たる事務所は奈良県生駒郡三郷町勢野東 1 丁目 3-35 とする

役 員 名 簿

特定非営利活動法人ハロパト町ネットワークなら

役 名	ふりがな 氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の有無
理事	おおにし みえこ 大西 美恵子		無
理事	てらぐち ゆうこ 寺口 祐子		無
理事	ひらた ひろこ 平田 博子		無
理事	しののめ てるよ 東雲 照代		無
監事	はやしばら ようこ 林原 陽子		無

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

近年、奈良県内の多くの町では、人口減少、少子化、高齢化の進行に加え、地域コミュニティの希薄化や孤独・孤立の問題が深刻化しており、地域の将来を支える人材やつながりの不足が大きな課題となっています。

三郷町においても同様の課題を背景として、令和4年度より結婚応援事業が開始されました。事業の実施を通じて、結婚を希望する方への支援だけではなく、地域住民同士が支え合い、地域の未来を考える機会を創出することの重要性が明らかとなりました。

令和5年には、地域住民による「ハロパトメンター」が誕生し、相談支援や交流事業への参画を通じて、地域における支え合い活動が徐々に広がりを見せるようになりました。

また、住民主体による活動を継続する中で、行政、地元店舗、関係団体との協働の輪も広がり、地域課題の解決には住民主体の活動基盤が不可欠であると認識が共有されるようになりました。

令和6年からは同事業に関与する自治体同士が連携しながら地域課題に取り組むことの有効性と可能性を確認することができました。

こうした活動の積み重ねを踏まえ、私たちは結婚応援を入口としながら、人材育成、相談支援、地域交流及び地域連携を推進し、地域住民が主体となって支え合う持続可能な地域社会の実現を目指すため、「特定非営利活動法人ハロパト町ネットワークなら」を設立することといたしました。

本法人は、三郷町を出発点として、奈良県内にある15町に呼びかける中で、町という単位の連携から支え合う広域的なネットワークの形成を推進し、安心して暮らし続けることのできる地域社会の実現に寄与することを目的として設立するものです。

2 申請に至るまでの経過

- 令和4年7月 三郷町が少子化対策結婚応援事業として「三郷町婚活事業 SVM」を開始
- 令和5年3月 三郷町ハロパトメンター認定式にてハロパト SANGO メンター1期生を認定
- 令和5年5月 ハロパト SANGO 相談会を毎月1回から数回開始
- 令和5年6月 第1回婚活イベントを開催（以後、毎年2回から3回開催）
- 令和6年3月 三郷町ハロパトメンター認定式にてハロパト SANGO メンター2期生を認定
- 令和6年9月 三郷町の枠を超えて西和7町へ活動を広げる「いこまっち」活動を推進
- 令和7年3月 三郷町ハロパトメンター認定式にてハロパト SANGO メンター3期生を認定
- 令和7年10月 上牧町との奈良県初となる広域連携合同イベントを実施
- 令和8年3月 特定非営利活動法人格取得に向けた勉強会を開催
- 令和8年3月 事業開始以降、計6組の成婚を達成
- 令和8年3月 ハロパトメンター認定式にて三郷町ハロパトメンター4期生を認定
- 令和8年8月 特定非営利活動法人ハロパト町ネットワークなら設立のための発起人会を開催
- 令和8年8月28日 特定非営利活動法人ハロパト町ネットワークなら設立総会を開催

令和8年8月28日

特定非営利活動法人ハロパト町ネットワークなら
設立代表者 大西 美恵子

令和8年度事業計画書

成立の日 から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人 ハロパト町ネットワークなら

1 事業実施の方針

結婚応援を入口として、奈良県生駒郡三郷町を中心に、相談支援、交流機会の創出及び地域連携に取り組み、地域住民、行政、関係団体等との協働を通じて、奈良県内における少子化対策および孤独・孤立対策に貢献する。

また、三郷町を地域連携モデルの出発点として、奈良県内の町をはじめとする地方自治体等との連携を推進し、町同士が学び、支え合う広域的なネットワークづくりに取り組む。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	支出見 込額 (千円)
独身者、既婚者を問わず、結婚、結婚生活、ライフデザイン及びパートナーシップに関する相談支援事業	毎月1回、結婚やパートナーシップ等に関する相談会を実施し、相談者の状況や希望に応じた継続的な相談支援を行う。	成立時 ～ 1月 2月 3月	奇数月： 三郷町 文化セ ンター 偶数月： 三郷町 役場	8名 6名 8名	三郷町及び近隣 地域の住民等 10名 8名 10名	23 21 23
独身者を対象とした結婚応援イベント、交流事業等の企画及び開催事業	独身者を対象に結婚応援イベントを企画・開催し、出会いと交流の機会を創出する。	2月頃	三郷町 内	10名	独身者 30名 程度	50
結婚応援を通じた地域交流、地域コミュニティ形成及びまちづくりに関する事業	実施予定なし			0名	0名	0

独身者、既婚者を問わず、ライフデザイン、結婚教育及びパートナーシップ理解を深めるためのセミナー、講演会、研修会等の企画及び開催事業	実施予定なし			0名	0名	0
地域住民が相互に支え合う環境づくり及び地域社会の活性化に関する情報発信事業	実施予定なし			0名	0名	0
メンター、ボランティア及び地域支援人材の育成並びに研修に関する事業	実施予定なし			0名	0名	0
奈良県内 15 町をはじめとする地方自治体、地域団体、教育機関、企業等との連携及びネットワーク形成に関する事業	三郷町の取組を発信し、奈良県内の自治体・地域団体等との連携を通じて、少子化対策及び結婚応援の気運醸成を図る。	成立の日～令和 9 年 3 月 31 日	奈良県内ほか	15 名	奈良県内の自治体、地域団体および地域住民等	50
地域住民、行政及び関係機関との協働による地域課題の解決及び地域支援に関する事業	実施予定なし			0名	0名	0

令和9年度事業計画書

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

特定非営利活動法人 ハロパト町ネットワークなら

1 事業実施の方針

結婚応援を入口として、奈良県生駒郡三郷町を中心に、相談支援、交流機会の創出及び地域連携に取り組み、地域住民、行政、関係団体等との協働を通じて、奈良県内における少子化対策および孤独・孤立対策に貢献する。

また、三郷町を地域連携モデルの出発点として、奈良県内の町をはじめとする地方自治体等との連携を推進し、町同士が学び、支え合う広域的なネットワークづくりに取り組む。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	支出見 込額 (千円)
独身者、既婚者を問わず、結婚、結婚生活、ライフデザイン及びパートナーシップに関する相談支援事業	毎月1回、結婚やパートナーシップ等に関する相談会を実施し、相談者の状況や希望に応じた継続的な相談支援を行う。	4月	奇数月： 三郷町 文化センター	6名	10名	12
		5月		6名	5名	10
		6月		6名	10名	12
		7月		6名	5名	10
		8月	偶数月： 三郷町 役場	6名	10名	12
		9月		6名	5名	10
		10月		6名	10名	12
		11月		6名	5名	10
		12月		6名	10名	12
		1月		6名	5名	10
		2月		6名	10名	12
		3月		6名	5名	10
独身者を対象とした結婚応援イベント、交流事業等の企画及び開催事業	独身者を対象に結婚応援イベントを企画・開催し、出会いと交流の機会を創出する。	10月	三郷町内	10名	20名	120
		2月		15名	30名	161

結婚応援を通じた地域交流、地域コミュニティ形成及びまちづくりに関する事業	実施予定なし			0名	0名	0
独身者、既婚者を問わず、ライフデザイン、結婚教育及びパートナーシップ理解を深めるためのセミナー、講演会、研修会等の企画及び開催事業	実施予定なし			0名	0名	0
地域住民が相互に支え合う環境づくり及び地域社会の活性化に関する情報発信事業	ランディングページ、SNS等を活用し、法人の活動や結婚応援に関する情報を発信する。	年間	奈良県内他	地域住民等	5名	36
メンター、ボランティア及び地域支援人材の育成並びに研修に関する事業	メンターを対象とした学習会・研修を実施し、地域で結婚応援に携わる人材の育成を図る。	年間	三郷町内ほか	16名	メンター	220
奈良県内15町をはじめとする地方自治体、地域団体、教育機関、企業等との連携及びネットワーク形成に関する事業	三郷町の取組を発信し、奈良県内の自治体・地域団体等との連携を通じて、少子化対策及び結婚応援の気運醸成を図る。	年間	奈良県内ほか	15名	奈良県内の自治体、地域団体および地域住民等	130

地域住民、行政 及び関係機関 との協働によ る地域課題の 解決及び地域 支援に関する 事業	実施予定なし			0名	0名	0
---	--------	--	--	----	----	---

令和8年度 活動予算書
 法人設立の日から令和9年3月31日まで
 特定非営利活動法人ハロパト町ネットワークなら
 (単位：円)

科目	金額		
経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	0		
.....	0	0	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	0		
施設等受入評価益	0		
.....	0	0	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0		
.....	0	0	
4. 事業収益			
未婚者、既婚者問わず結婚及び結婚生活に関する相談事業	100,000		
未婚者を対象とした結婚応援イベント等の企画・開催に関する事業	100,000		
結婚応援を通じた地域交流やまちづくりに関するイベント等の企画・開催事業	0		
未婚者、既婚者問わずライフデザインとパートナーシップ理解を深めるためのセミナー、講演会、イベント等の企画・開催事業	0		
広域連携を通して奈良県内の町で少子化対策意識が高まる推進事業	100,000		
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0		
.....	0	0	
経常収益計			300,000
経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
講師料	40,000		
会場費	10,000		
会議費	5,000		
旅費交通費	0		
減価償却費	0		
支払い手数料	40,000		
印刷製本費	5,000		
広告宣伝費	60,000		
消耗品費	7,000		
その他経費計	167,000		
事業費計		167,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
.....	0		
人件費計		0	
(2) その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	5,000		
減価償却費	0		
支払利息	0		
HP制作費	0		
消耗品費	0		
通信費	9,000		
支払い手数料	89,000		
雑給	30,000		
その他経費計	133,000		
管理費計		133,000	
経常費用計			300,000
当期経常増減額			0
経常外収益			

1. 固定資産売却益		0	
.....		0	
經常外収益計			0
經常外費用			
1. 過年度損益修正損		0	
.....		0	
經常外費用計			0
当期正味財産増減額			0
前期繰越正味財産額			0
次期繰越正味財産額			0

令和9年度 活動予算書

令和9年4月1日から令和10年3月31日

特定非営利活動法人ハロパト町ネットワークなら

(単位:円)

科目	金額		
経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	15,000		
賛助会員受取会費	10,000		
.....	0	25,000	
2 受取寄附金			
受取寄附金	0		
施設等受入評価益	0		
.....	0	0	
3 受取助成金等			
受取民間助成金	0		
.....	0	0	
4 事業収益			
未婚者、既婚者問わず結婚及び結婚生活に関する相談事業	352,000		
未婚者を対象とした結婚応援イベント等の企画・開催に関する事業	380,000		
結婚応援を通じた地域交流やまちづくりに関するイベント等の企画・開催事業	0		
未婚者、既婚者問わずライフデザインとパートナーシップ理解を深めるためのセミナー、講演会、イベント等の企画・開催事業	352,000		
広域連携を通して奈良県内の町で少子化対策意識が高まる推進事業	0		
5.その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0		
.....	0	0	
経常収益計			1,109,000
経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
講師料	222,000		
会場費	20,000		
会議費	10,000		
旅費交通費	80,000		
減価償却費	0		
支払い手数料	180,000		
印刷製本費	20,000		
広告宣伝費	145,000		
システム管理料	102,000		
消耗品費	20,000		
その他経費計	799,000		
事業費計		799,000	
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
.....	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
事務所登記家賃	0		
会議費	0		
旅費交通費	10,000		
減価償却費	0		
支払利息	0		
HP制作費	0		
消耗品費	0		
通信費	36,000		
支払い手数料	131,000		
雑給	108,000		
その他経費計	285,000		
管理費計		285,000	
経常費用計			1,084,000

当期經常増減額			25,000
經常外収益			
1. 固定資産売却益		0	
.....		0	
經常外収益計			0
經常外費用			
1. 過年度損益修正損		0	
.....		0	
經常外費用計			0
当期正味財産増減額			25,000
前期繰越正味財産額			0
次期繰越正味財産額			25,000